

# 第119回 定時株主総会 招集ご通知

2019年4月1日 ▶ 2020年3月31日

## 日 時

2020年6月24日(水曜日) 午前10時  
(受付開始 午前9時)

## 場 所

東京都千代田区大手町一丁目3番7号  
日経ビル3階 日経ホール

(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

## CONTENTS

|                                             |    |
|---------------------------------------------|----|
| ■ 第119回定時株主総会招集ご通知……………                     | 1  |
| ■ 株主総会参考書類……………                             | 3  |
| 決議事項                                        |    |
| 第1号議案 剰余金処分の件                               |    |
| 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件            |    |
| 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件                  |    |
| 第4号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)一部変更及び継続の件 |    |
| (添付書類)                                      |    |
| ■ 事業報告……………                                 | 28 |
| ■ 連結計算書類……………                               | 51 |
| ■ 計算書類……………                                 | 53 |
| ■ 監査報告書……………                                | 55 |

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

穀物ソリューション・カンパニー



昭和産業

昭和産業株式会社

証券コード：2004

株 主 各 位

東京都千代田区内神田二丁目2番1号

**昭和産業株式会社**

代 表 取 締 役  
社 長 執 行 役 員

新 妻 一 彦

## 第119回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第119回定時株主総会を、下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月23日午後5時40分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

#### 1 日 時

2020年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

#### 2 場 所

東京都千代田区大手町一丁目3番7号

日経ビル3階 日経ホール

（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

### 3 目的事項

- |             |                                                                                                                                                                             |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>報告事項</b> | 1. 第119期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件                                                                                             |
| <b>決議事項</b> | 2. 第119期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件<br>第1号議案 剰余金処分の件<br>第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件<br>第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件<br>第4号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）一部変更及び継続の件 |

### 4 ご案内

#### (1) 代理人による議決権行使について

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

#### (2) インターネットによる開示について

次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.showa-sangyo.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および運用状況」および「会社の支配に関する基本方針」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<https://www.showa-sangyo.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

以 上

#### 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するご協力のお願い

- ・株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をご確認のうえ、新型コロナウイルス感染症拡大防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。
- ・株主総会会場においては、感染防止のための措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。
- ・書面による事前の議決権行使をご活用くださいますようお願い申し上げます。

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績および財務体質の強化、今後の事業展開等ならびに安定配当の維持を勘案し、以下のとおり1株につき金35円といたしたいと存じます。これにより、中間配当金30円を含めた当期の年間配当金は、1株につき65円となり、前期と比べ1株につき5円の増配となります。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金35円  
総額 1,090,590,235円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2020年6月25日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じであります。）新妻一彦、中村圭介、太田隆行、金子俊之、大柳奨、山口龍也、国領順二、柳谷孝の各氏8名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきまして、当社監査等委員会は、各候補者の当事業年度における業務執行状況および業績等に鑑み、全ての取締役候補者について妥当であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名                  | 現在の当社における<br>地位・担当                       | 候補者属性      |
|------------|----------------------|------------------------------------------|------------|
| 1          | <span>再任</span> 新妻一彦 | 代表取締役社長執行役員                              |            |
| 2          | <span>再任</span> 中村圭介 | 代表取締役専務執行役員<br>生産・技術部門統轄                 |            |
| 3          | <span>再任</span> 太田隆行 | 取締役専務執行役員<br>営業部門統轄、営業企画部・<br>飼料畜産部・支店担当 |            |
| 4          | <span>再任</span> 金子俊之 | 取締役常務執行役員<br>研究開発部門統轄、<br>品質保証部担当        |            |
| 5          | <span>再任</span> 大柳奨  | 取締役常務執行役員<br>管理部門統轄                      |            |
| 6          | <span>再任</span> 山口龍也 | 取締役常務執行役員<br>油脂部・食品部・原料部担当               |            |
| 7          | <span>再任</span> 国領順二 | 取締役常務執行役員<br>海外事業部・広域営業部・<br>製粉部・糖質部担当   |            |
| 8          | <span>再任</span> 柳谷孝  | 社外取締役                                    | 社外取締役 独立役員 |



再任

候補者番号

1

にいつま かずひこ

新妻 一彦

(1957年10月1日生)

所有する当社株式の数

38,199株

### ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|           |           |           |                       |
|-----------|-----------|-----------|-----------------------|
| 1981年 4 月 | 当社入社      | 2012年 6 月 | 当社常務取締役               |
| 2001年 6 月 | 当社広域営業本部長 | 2014年 6 月 | 当社専務取締役               |
| 2006年11月  | 当社製粉部長    | 2016年 4 月 | 当社代表取締役社長             |
| 2009年 6 月 | 当社執行役員    | 2020年 4 月 | 当社代表取締役社長執行役員<br>(現任) |

### ■ 取締役候補者とした理由

新妻一彦氏は、代表取締役社長執行役員としての役割を適切に果たしており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する候補者であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。



再任

候補者番号

2

なかむら けいすけ

中村 圭介

(1956年 7 月30日生)

所有する当社株式の数

27,301株

### ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|           |                         |           |                       |
|-----------|-------------------------|-----------|-----------------------|
| 1979年 4 月 | 当社入社                    | 2009年 6 月 | 当社執行役員                |
| 2001年 7 月 | 当社鹿島事業所製粉工場長            | 2012年 6 月 | 当社常務取締役               |
| 2002年 6 月 | 当社技術本部<br>製粉テクニカルマネージャー | 2016年 4 月 | 当社取締役専務執行役員           |
| 2005年 6 月 | 当社生産センター所長              | 2016年 4 月 | 生産・技術部門統轄 (現任)        |
| 2006年11月  | 当社船橋工場長                 | 2017年 4 月 | 当社代表取締役専務執行役員<br>(現任) |

### ■ 取締役候補者とした理由

中村圭介氏は、代表取締役専務執行役員として生産・技術部門統轄の役割を適切に果たしており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する候補者であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。



再任

候補者番号

3

おおた たかゆき

太田 隆行

(1958年6月2日生)

所有する当社株式の数

33,499株

## ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|          |          |         |                             |
|----------|----------|---------|-----------------------------|
| 1981年4月  | 当社入社     | 2015年4月 | 当社常務執行役員                    |
| 2006年11月 | 当社仙台支店長  | 2016年6月 | 当社取締役常務執行役員                 |
| 2010年6月  | 当社経営企画部長 | 2018年4月 | 当社取締役専務執行役員（現任）             |
| 2011年6月  | 当社執行役員   | 2018年4月 | 営業部門統轄、営業企画部・飼料畜産部・支店担当（現任） |

## ■ 取締役候補者とした理由

太田隆行氏は、取締役専務執行役員として営業部門統轄等の役割を適切に果たしており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する候補者であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。



再任

候補者番号

4

かねこ としゆき

金子 俊之

(1958年8月3日生)

所有する当社株式の数

11,246株

## ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|          |              |         |                      |
|----------|--------------|---------|----------------------|
| 1984年4月  | 当社入社         | 2014年6月 | 当社執行役員               |
| 2006年11月 | 当社神戸工場長      | 2017年4月 | 当社常務執行役員             |
| 2010年10月 | 当社総合研究所長     | 2017年4月 | 研究開発部門統轄、品質保証部担当（現任） |
| 2011年1月  | 当社食品開発センター所長 | 2017年6月 | 当社取締役常務執行役員（現任）      |
| 2013年4月  | 当社商品開発センター所長 |         |                      |

## ■ 取締役候補者とした理由

金子俊之氏は、取締役常務執行役員として研究開発部門統轄等の役割を適切に果たしており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する候補者であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。



再 任

候補者番号

5

おおやなぎ

大柳

すすむ

奨

(1959年4月25日生)

所有する当社株式の数

10,225株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|         |                                       |         |                  |
|---------|---------------------------------------|---------|------------------|
| 1983年4月 | 株式会社日本興業銀行<br>(現 株式会社みずほ銀行) 入行        | 2012年4月 | 当社総務部長           |
| 2008年4月 | 株式会社みずほコーポレート銀行<br>(現 株式会社みずほ銀行) 証券部長 | 2013年6月 | 当社執行役員           |
| 2010年4月 | 同行クレジットエンジニアリング<br>部長                 | 2016年4月 | 当社常務執行役員         |
|         |                                       | 2018年4月 | 管理部門統轄 (現任)      |
|         |                                       | 2018年6月 | 当社取締役常務執行役員 (現任) |

■ 取締役候補者とした理由

大柳奨氏は、取締役常務執行役員として管理部門統轄の役割を適切に果たしており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する候補者であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。



再 任

候補者番号

6

やまぐち

山口

たつや

龍也

(1960年5月30日生)

所有する当社株式の数

13,432株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|         |         |         |                       |
|---------|---------|---------|-----------------------|
| 1984年4月 | 当社入社    | 2014年6月 | 当社執行役員                |
| 2007年4月 | 当社札幌支店長 | 2018年4月 | 当社常務執行役員              |
| 2009年6月 | 当社食品部長  | 2018年4月 | 油脂部・食品部・原料部担当<br>(現任) |
|         |         | 2018年6月 | 当社取締役常務執行役員 (現任)      |

■ 取締役候補者とした理由

山口龍也氏は、取締役常務執行役員として油脂部・食品部・原料部担当の役割を適切に果たしており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する候補者であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。



候補者番号

7

こくりょう じゅんじ

国領 順二

(1960年5月17日生)

所有する当社株式の数

9,732株

### ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|           |          |           |                           |
|-----------|----------|-----------|---------------------------|
| 1984年 4 月 | 当社入社     | 2018年 4 月 | 当社常務執行役員                  |
| 2011年 5 月 | 当社広域営業部長 | 2018年 4 月 | 海外事業部・広域営業部・製粉部・糖質部担当（現任） |
| 2014年 6 月 | 当社執行役員   | 2018年 6 月 | 当社取締役常務執行役員（現任）           |

再 任

### ■ 取締役候補者とした理由

国領順二氏は、取締役常務執行役員として海外事業部・広域営業部・製粉部・糖質部担当の役割を適切に果たしており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する候補者であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。



候補者番号

8

やなぎや たかし

柳谷 孝

(1951年11月13日生)

所有する当社株式の数

1,900株

### ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|           |               |           |                                                               |
|-----------|---------------|-----------|---------------------------------------------------------------|
| 2001年10月  | 野村證券株式会社常務取締役 | 2012年 8 月 | 同社顧問                                                          |
| 2002年 4 月 | 同社代表取締役専務取締役  | 2013年 3 月 | 同社退任                                                          |
| 2003年 6 月 | 同社代表執行役専務執行役  | 2013年 6 月 | 株式会社アルファシステムズ<br>社外取締役（現任）                                    |
| 2006年 4 月 | 同社代表執行役執行役副社長 | 2014年 6 月 | 株式会社ハーツユナイテッドグル<br>ープ（現 株式会社デジタルハーツ<br>ホールディングス）社外取締役<br>（現任） |
| 2008年 4 月 | 同社執行役副会長      | 2015年 6 月 | 当社社外取締役（現任）                                                   |
| 2008年10月  | 同社執行役員副会長     | 2016年 5 月 | 学校法人明治大学理事長（現任）                                               |
| 2012年 4 月 | 同社常任顧問        |           |                                                               |

再 任

社 外

### ■ 社外取締役候補者とした理由

柳谷孝氏は、会社経営の経験と資本市場についての豊富な知見を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する候補者であると判断したため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 柳谷孝氏は、社外取締役候補者であり、また、経営陣から支配・干渉されない外部の視点から経営の健全性を確保できると判断したため東京証券取引所の定める独立役員の候補者としております。  
 3. 柳谷孝氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。  
 4. 当社は、柳谷孝氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、当社定款の規定により責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、引き続き当該責任限定契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

|                   |                  |               |            |            |    |
|-------------------|------------------|---------------|------------|------------|----|
| たかはし<br><b>高橋</b> | よしき<br><b>善樹</b> | (1959年4月13日生) | <b>社 外</b> | 所有する当社株式の数 | 0株 |
|-------------------|------------------|---------------|------------|------------|----|

#### ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年4月 弁護士登録

2011年9月 太樹法律事務所設立  
(現在に至る)

#### ■ 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

高橋善樹氏は、弁護士として法的な専門知識とコーポレート・ガバナンスに関する高い見識を有しており、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に資することに加えて、中立的・客観的に監査等を行うことができる候補者であると判断したため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

(注) 1. 候補者と当社との間には法律顧問契約があります。

2. 上記「補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由」により、高橋善樹氏が社外取締役に就任した場合、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

3. 高橋善樹氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、当社定款の規定により責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結する予定であります。

## 第4号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）一部変更及び継続の件

当社は、2008年6月27日開催の当社第107回定時株主総会にて株主の皆様のご承認により、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）」を導入し、その後、2011年6月29日開催の当社第110回定時株主総会、2014年6月27日開催の当社第113回定時株主総会及び2017年6月28日開催の当社第116回定時株主総会において、株主の皆様のご承認により、その一部を変更した上で継続しており、現在に至っております。

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結のときまでとなっておりますので、当社では、本プランの導入・継続後も、関係法令の改正や社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる様々な議論の動向等を勘案しつつ、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みの一つとして、継続の是非を含め、そのあり方について引き続き検討してまいりました。

その結果、2020年5月14日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランの基本的内容を維持したまま継続することを決定いたしました。

本プランの継続にあたり、一部語句の修正・整理等を行っておりますが、基本的なスキームに変更はございません。

本プランの有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけた場合には、ご承認をいただいたときから、2023年6月開催予定の当社定時株主総会終結のときまでとなります。

本プランは、株主の皆様が大規模買付行為について適切な判断を行えるようにするためのものであり、大規模買付行為に応じるか否かという株主の皆様の判断の機会を損なうものではありません。

なお、本プランを決定した取締役会には、社外取締役2名を含む当社監査等委員である取締役3名全員が出席し、本プランは当社株券等の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しております。

また、当社は現時点において当社株券等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

本議案は、当社定款第43条第1項の定めに基づき、本プランの継続について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

## 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為についても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるか否かは、株主の皆様の判断に委ねられるべきだと考えております。

当社グループの経営に際しては、穀物に関する幅広いノウハウや知見と豊富な経験並びに国内外の顧客や取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に構築された信頼関係等への理解が不可欠であります。これらに関する理解なくしては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。

株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、提案された当社株式の取得対価が当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な判断をされるために必要な時間や情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、検討に必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉、更には大規模買付提案に対する当社取締役会としての当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する代替策を提示する等の必要があると考えております。

## 2. 基本方針の実現に資する取り組みについて

昭和産業グループは、「人々の健康で豊かな食生活に貢献する」ことをグループ経営理念としております。

穀物を原料とする食品素材を軸にした総合食品メーカーとして、これまで培ってきた製粉、油脂食品、糖質、飼料などの各事業における技術やノウハウを最大限発揮していくことにより、「市場に価値を認められる、安全で安心できる食品を安定的に供給する」という社会的使命を果たしてまいります。

地球環境の気候変動や世界人口の増加による世界的な穀物不足、国内においては自由貿易の進展、少子高齢化による需要の減少など、今後も様々な対処すべき課題が想定されます。

また、穀物原料相場や為替相場の変動、物流費やエネルギーコストの上昇、ライフスタイルの変化を背景とした消費者の食に対するニーズの多様化等、食品業界を取り巻く事業環境も大きく変化しております。

このような情勢の中で、当社グループは、安全・安心で高品質な価値ある製品の提供を柱とした企業の社会的責任を果たすために、「穀物ソリューション・カンパニー」として、長期ビジョン「SHOWA Next Stage for 2025」及び「中期経営計画20-22」の達成に向けて基本戦略を推進してまいります。

### 「SHOWA Next Stage for 2025」の内容

|       |                                                                                      |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| ありたい姿 | 全てのステークホルダーに満足を提供する<br>“穀物ソリューション・カンパニー Next Stage”<br>～幹を太くし、枝葉を広げ、世の中のためになる果実を育てる～ |
| 方針    | 昭和産業グループならではの複合系シナジーソリューションを進化させると共に、ESG視点での取り組みも強化し、企業価値の向上に努めてまいります。               |

### 「中期経営計画20-22」の基本戦略

|                          |                                                                                                                                            |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①基盤事業の強化                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループ会社間の連携強化によるサプライチェーン改革</li> <li>・ シェア拡大に向けた生産能力増強・ソリューション提案強化</li> <li>・ 高付加価値商品の開発</li> </ul> |
| ②事業領域の拡大                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費スタイル変化に伴う国内外の新たな領域・地域での市場拡大</li> </ul>                                                          |
| ③社会的課題解決への貢献             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業活動を通してESG経営を推進することで、新たな価値を創出し、持続可能な社会の実現に貢献（CSV戦略の更なる展開）</li> </ul>                             |
| ④プラットフォームの再構築            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イノベーション創出に向けた経営基盤の確立</li> <li>・ 事業ポートフォリオ管理体制の強化</li> </ul>                                       |
| ⑤ステークホルダー<br>エンゲージメントの強化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自らの透明性を高め、ステークホルダーの皆様から信頼されるため、対話を強化し、パートナーシップを更に推進</li> </ul>                                    |

このような活動を通じ、当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させることで、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資することができるものと考えております。

### 3. 本プランの概要と目的

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下の通り、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、一定の場合に、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択し実施するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

また、2020年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の株式保有状況」の通りです。なお、当社は現時点において当社株券等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

### 4. 本プランの内容

#### (1) 本プランに係る手続き

##### ① 対象となる大規模買付等

本プランは以下の（i）または（ii）に該当する当社株券等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものといたします。

（i）当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付け

（ii）当社が発行者である株券等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

## ② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

### （i）買付者等の概要

（イ）氏名または名称及び住所または所在地

（ロ）代表者の役職及び氏名

（ハ）会社等の目的及び事業の内容（二）大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要

（ホ）国内連絡先

（ヘ）設立準拠法

（ii）買付者等が現に保有する当社の株券等の数、及び、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況

（iii）買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等<sup>8</sup>その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

## ③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日<sup>9</sup>（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

但し、買付者等からの情報提供の迅速化と、取締役会が延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、この情報提供期間の上限を意向表明書受領から60日間に限定し、仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で直ちに「取締役会評価期間」を開始するものといたします（但し、買付者等から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供期間を延長することがあります。）。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものといたします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者<sup>10</sup>、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数及び買付等を行った後における株券等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの基本的な経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (xi) その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提供がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提案が十分になされたと認めた場合または意向表明書受領日から60日間が経過したときには、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

#### ④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の（i）または（ii）の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定いたします。

（i）対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株券等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間

（ii）その他の大規模買付等の場合には最大90日間

ただし、上記（i）（ii）いずれにおいても、取締役会評価期間は評価・検討のために不十分であると取締役会が合理的に認める場合に延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間といたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものといたします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 取締役会の決議

(i) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

当社取締役会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合には、直ちに對抗措置の発動の決議を行うものいたします。

(ii) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

当社取締役会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、上記④の検討等の後、遅滞なく以下の手続きに従い、對抗措置の発動の是非について決議を行うものとしします。

(イ) 買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

当社取締役会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守した場合であっても、買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合には、對抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様の意思を確認するために下記⑥に定める手続きを行うものいたします。

この場合、当社取締役会は、下記⑥に定める株主意思確認総会または書面投票の決定に従って、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものいたします。

なお、別紙2に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められることといたします。

(ロ) 買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合

当社取締役会は、買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合には、對抗措置の不発動の決議を行うものいたします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が對抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

## ⑥ 株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤（ii）（イ）に該当する場合、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択し実施するものいたします。

株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。

株主意思の確認を行う場合は、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）を定めます。株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主とし、投票権は議決権1個につき1個といたします。投票基準日は、取締役会評価期間が満了した後、関係法令及び証券保管振替機構による株主確定に必要な日数から導き出される最も早い日とし、公告は投票基準日の2週間前までに行うものいたします。

当社取締役会は、投票基準日確定までに、株主意思確認総会または書面投票のいずれによって株主意思の確認を行うのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。株主意思確認総会における投票の場合、総株主の投票権の3分の1以上を有する株主が出席し、その投票権の過半数をもって賛否を決するものいたします。書面投票による場合、総株主の投票権の3分の1以上を有する株主が投票を行い、その投票権の過半数をもって賛否を決するものいたします。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会または書面投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

## ⑦ 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記⑤の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、（i）買付者等が大規模買付等を中止した場合または（ii）対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止または発動の停止を行うものいたします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧ 大規模買付等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものいたします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記（1）⑤に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権の無償割当てを行うことといたします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙3「新株予約権無償割当ての概要」に記載の通りといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記（1）⑦に記載の通り、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記（1）⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものいたします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該有効期間を2023年6月開催予定の定時株主総会終結のときまでといたします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものいたします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものいたします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により形式的な変更が必要と判断した場合には、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

## 5. 本プランの合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足し、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されております。

### (2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記3. に記載の通り、当社株券等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

### (3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付等がなされた場合を除き、買付者等による大規模買付等に対する対抗措置の発動について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

また、本プランは、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得たうえで継続するものです。上記4. (3) に記載の通り、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

### (4) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4. (1) に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(5) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4. (3) に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## 6. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの継続導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記4. (1) に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意下さい。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様と与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また、当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記4. (1) ⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新

株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施にあたり、新株予約権の発行要項、当社株式の売買にあたって損害を被る可能性がある旨、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要となります。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認下さい。

- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
- 2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
- 3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。
- 4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下（ii）において同じとします。
- 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- 6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。
- 7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
- 8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。
- 10 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

以 上

別紙 1

## 当社の大株主の株式保有状況

当社大株主上位10名の株式保有状況（2020年3月末現在）

| 株主名                       | 株式保有状況  |         |
|---------------------------|---------|---------|
|                           | 持株数（千株） | 持株比率（％） |
| 1 伊藤忠商事株式会社               | 2,540   | 8.2     |
| 2 株式会社千葉銀行                | 1,542   | 4.9     |
| 3 三井物産株式会社                | 1,540   | 4.9     |
| 4 ユアサ・フナシヨク株式会社           | 1,233   | 4.0     |
| 5 損害保険ジャパン株式会社            | 1,197   | 3.8     |
| 6 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 1,140   | 3.7     |
| 7 農林中央金庫                  | 1,103   | 3.5     |
| 8 双日株式会社                  | 1,000   | 3.2     |
| 9 昭和産業取引先持株会              | 995     | 3.2     |
| 10 株式会社カーギルジャパン           | 940     | 3.0     |

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて、持株比率は小数点第1位未満を四捨五入して表示しております。  
2. 当社は、自己株式1,810千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。  
3. 持株比率については、自己株式を控除して算出しております。

## 当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは係る一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高価売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。））、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）の2倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。

### 2. 割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき2個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをいたします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日といたします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものといたします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額といたします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

## 7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者<sup>11</sup>、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者<sup>12</sup>、(4) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5) これら(1) から(4) までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、または、(6) これら(1) から(5) までに該当する者の関連者<sup>13</sup> (これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。) は、本新株予約権を行使することができないものといたします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

## 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものといたします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

## 9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものといたします。

## 10. 本新株予約権の行使期間等

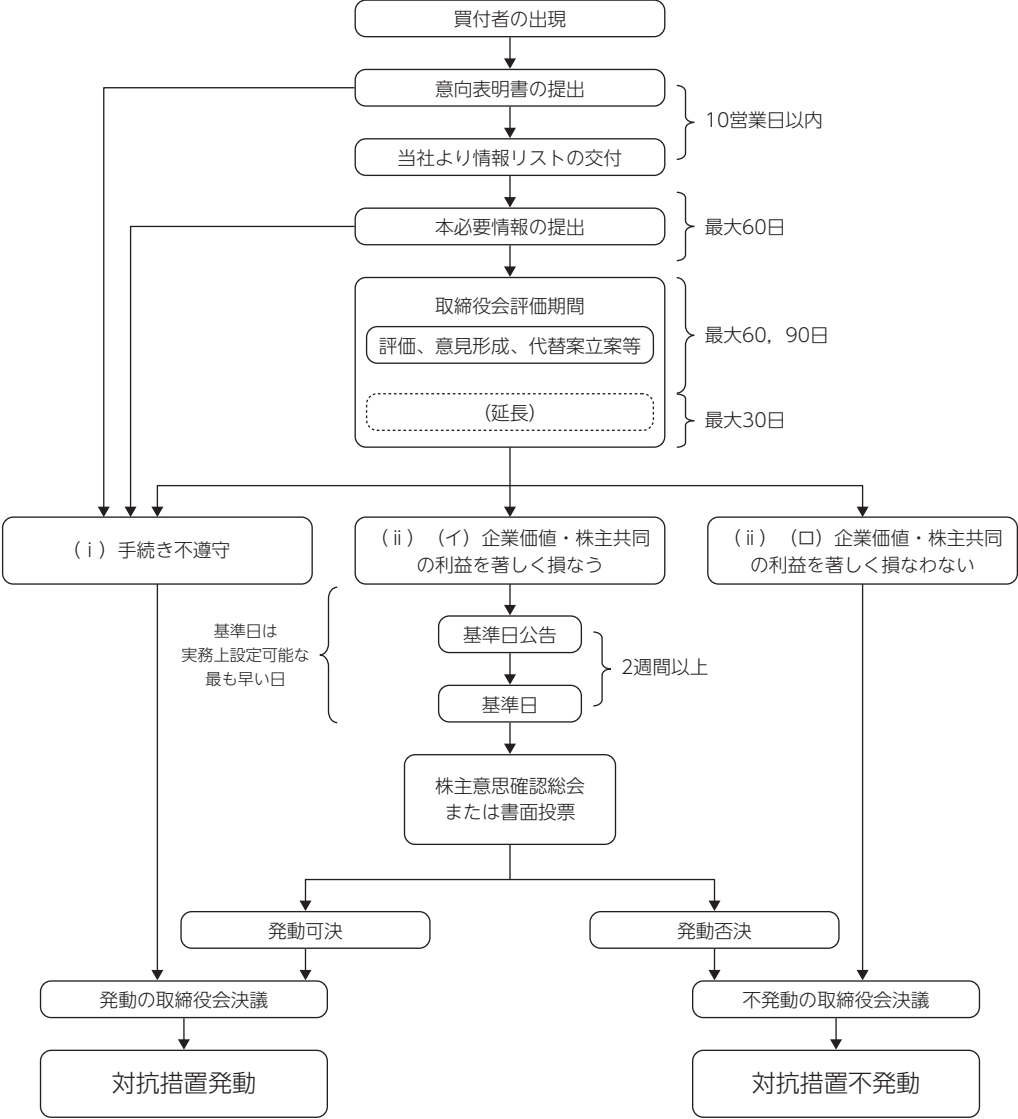
本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

- 
- 11 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 12 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

以 上

(ご参考)

本プランの手続きに関するフロー図



## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の我が国経済は、個人消費の持ち直しや設備投資が増加基調を示すなど、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。その一方で、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題などの影響、また相次ぐ自然災害の発生や人手不足を背景とした人件費、物流費の上昇などが景気回復の足かせとなっていた中、年度末の新型コロナウイルス感染症の拡大が追い打ちをかけ、先行きの不透明感は一層高まっております。

このような状況の中、当社90周年を迎える2025年度のありたい姿（長期ビジョン）「SHOWA Next Stage for 2025」の実現に向けた1st Stage「中期経営計画17-19」も最終年度を迎え、5つの基本戦略「①基盤事業の強化」「②事業領域の拡大」「③社会的課題解決への貢献」「④プラットフォームの再構築」「⑤ステークホルダーエンゲージメントの強化」の各種施策を着実に推進してまいりました。

当連結会計年度では、「①基盤事業の強化」の施策については、今後顕在化してくる労働力不足への対応や価格競争力の確保のために、船橋工場内にプレミックス工場を新設することを決定いたしました。最新の自動化設備や、IoTによる高い生産性と、生産リードタイムの短縮、多品種小ロット生産を実現するとともに、食品安全についてもより一層追求してまいります。

さらに、「②事業領域の拡大」の施策については、台湾大成集団のグループ会社である「國成麵粉股份有限公司」および「中一食品股份有限公司」が実施する第三者割当増資に際して株式を引き受け、台湾において新たに「製粉事業」「飼料事業（鶏卵）」に参入することを決定いたしました。増資後の当社の出資比率は、「國成麵粉股份有限公司」に40%、「中一食品股份有限公司」に35%となり、持分法適用会社とする予定です。

これらの結果、連結売上高は2,540億17百万円と前期に比べ18億87百万円（0.7%）の減収となりました。営業利益は88億8百万円と前期に比べ3億64百万円（4.3%）の増益、経常利益は101億60百万円と前期に比べ3億74百万円（3.8%）の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は67億64百万円と前期に比べ4億89百万円（6.8%）の減益となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

### 製粉事業

製粉事業につきましては、マーケット分析力を生かし、ターゲット業態別での提案型営業の強化を行ってまいりました。業務用小麦粉の販売数量につきましては、パン用、日本麺用小麦粉を中心に拡販を行ったことにより、前期を上回りました。業務用プレミックス（加工用プレミックス）の販売数量につきましては、前期を下回りました。ふすまの販売数量につきましては、前期を上回りました。販売価格につきましては、輸入小麦の政府売渡価格が昨年4月に平均1.7%（税込価格）、10月に平均8.7%（税込価格）引き下げられたことを受け、小麦粉製品の価格改定を実施いたしました。

これらの結果、製粉事業の売上高は831億90百万円（前期比0.1%増）、営業利益は28億93百万円（前期比3.9%減）となりました。

### 油脂食品事業

油脂食品事業につきましては、業務用では、油脂と食材（ミックス・パスタ）のシナジー効果を生かし、引き続き課題解決型の営業活動を強化してまいりました。業務用食材の販売数量につきましては、ほぼ前期並みとなりましたが、業務用油脂の販売数量につきましては、生産、物流に係るコストが上昇する中、価格改定を優先したことや自然災害の影響により、前期を下回りました。

家庭用では、他部門と連携した組織営業の推進に努めてまいりました。家庭用食用油の販売数量につきましては、注力しているオリーブオイルは伸長したものの、汎用油の販売数量が前期を下回ったことにより、全体としては前期を下回りました。家庭用プレミックス、パスタの販売数量につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、2月下旬からの学校休校や外出自粛要請等による内食需要の増加を受け、ホットケーキミックス、お好み焼粉、パスタが伸長し、前期を上回りました。

油脂全体につきましては、搾油環境が悪化する中、販売管理の徹底に努めてまいりましたが、売上高、営業利益ともに前期を下回りました。

これらの結果、油脂食品事業の売上高は782億73百万円（前期比2.8%減）、営業利益は37億5百万円（前期比11.7%減）となりました。

### 糖質事業

糖質事業につきましては、当社子会社である敷島スターチ株式会社との連携を図り、また低分解水あめ、粉あめなどに代表される独自商品群の提案に努めてまいりましたが、糖化品の販売数量につきましては、天候不順等により飲料用途を中心に前期を下回りました。コーンスターチの販売数量につきましては、食品用途、工業用途ともに前期を上回りました。加工でん粉の販売数量につきましては、糖化品と同様に天候不順の影響から食品用途の販売が落ち込み、前期を下回りました。

引き続き厳しい市況の中、価格改定に努めた結果、売上高、営業利益ともに前期を上回りました。

これらの結果、糖質事業の売上高は346億85百万円（前期比2.5%増）、営業利益は11億27百万円（前期比288.8%増）となりました。

### 飼料事業

飼料事業につきましては、鶏卵を中心とした畜産物の販売支援による畜産生産者との取り組み強化と、高利益商材の販売強化を図り、営業活動に努めてまいりました。配合飼料の販売数量につきましては、前期を下回りました。鶏卵の販売数量につきましては、前期を上回りました。配合飼料の販売価格につきましては、原料穀物価格の影響により前期を下回りました。鶏卵の販売価格につきましても、鶏卵の余剰感による相場の低迷から前期を下回りました。

これらの結果、飼料事業の売上高は526億5百万円（前期比1.2%減）、営業利益は7億62百万円（前期比32.9%増）となりました。

### 倉庫事業

倉庫事業につきましては、貨物獲得競争が激化する中、商社や主要顧客との取り組みを強化し荷役量の増加に努めたことにより、売上高は前期を上回りました。

これらの結果、倉庫事業の売上高は28億60百万円（前期比0.6%増）、営業利益は7億19百万円（前期比1.2%増）となりました。

### 不動産事業

不動産事業につきましては、所有物件の資産価値向上、リーシングによる売上拡大を図ってまいりました。オフィス用賃貸ビルならびに商業用土地建物の賃料収入は、新規テナントの獲得により、前期を上回りました。また、ビル管理費用の低減および大規模修繕が一巡したことにより、賃貸事業原価は前期よりも改善しました。

これらの結果、不動産事業の売上高は20億79百万円（前期比1.4%増）、営業利益は11億90百万円（前期比2.6%増）となりました。

### その他

保険代理業、自動車等リース業、運輸業等をあわせたその他事業の売上高は3億22百万円（前期比12.9%増）、営業利益は68百万円（前期比10.0%増）となりました。

事業別の売上高、営業利益は次のとおりであります。

| 事業     | 第118期<br>2019年3月期 |           | 第119期<br>2020年3月期（当期） |           | 前期比増減率 |        |
|--------|-------------------|-----------|-----------------------|-----------|--------|--------|
|        | 売上高               | 営業利益      | 売上高                   | 営業利益      | 売上高    | 営業利益   |
| 製粉事業   | 83,148 百万円        | 3,009 百万円 | 83,190 百万円            | 2,893 百万円 | 0.1 %  | △3.9 % |
| 油脂食品事業 | 80,487            | 4,195     | 78,273                | 3,705     | △2.8   | △11.7  |
| 糖質事業   | 33,824            | 289       | 34,685                | 1,127     | 2.5    | 288.8  |
| 飼料事業   | 53,265            | 573       | 52,605                | 762       | △1.2   | 32.9   |
| 倉庫事業   | 2,843             | 711       | 2,860                 | 719       | 0.6    | 1.2    |
| 不動産事業  | 2,050             | 1,160     | 2,079                 | 1,190     | 1.4    | 2.6    |
| その他    | 285               | 62        | 322                   | 68        | 12.9   | 10.0   |
| 調整額    | —                 | △1,559    | —                     | △1,658    | —      | —      |
| 計      | 255,905           | 8,443     | 254,017               | 8,808     | △0.7   | 4.3    |

（注）調整額は、事業間取引消去および各事業に帰属しない企業集団の広告に要した費用、基礎的研究開発費であります。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は約96億円で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主な設備または取得した物件

|     |      |              |          |
|-----|------|--------------|----------|
| 当 社 | 鹿島工場 | 事業用土地購入      | [製粉事業他]  |
| 当 社 | 鹿島工場 | 糖質製造設備増設工事   | [糖質事業]   |
| 当 社 | 鹿島工場 | 油脂原料搾油設備更新工事 | [油脂食品事業] |
| 当 社 | 鹿島工場 | 穀物原料荷役設備更新工事 | [倉庫事業]   |

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、増資あるいは社債発行による資金調達は行っておりません。

なお、当連結会計年度末現在の転換社債型新株予約権付社債および借入金合計額は293億円です。

#### (4) 対処すべき課題

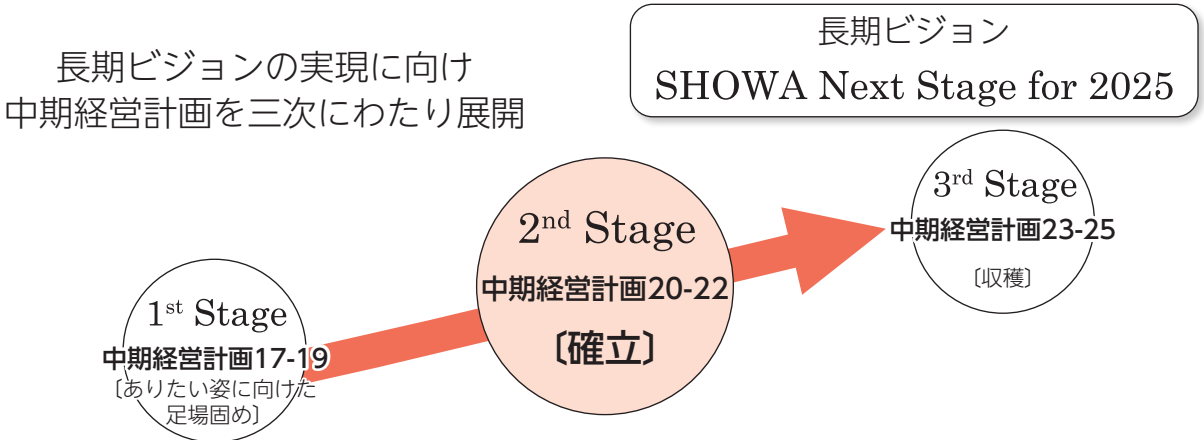
##### 〈1〉経営戦略（長期ビジョン・中期経営計画）

当社グループは「人々の健康で豊かな食生活に貢献する」ことをグループ経営理念とし、1936年の設立以来、小麦、大豆、菜種、トウモロコシなどの穀物を、小麦粉、プレミックス、植物油、糖化製品、配合飼料などに加工し、「食」を通じた社会への貢献を志してまいりました。一層の発展のため、創立90周年にあたる2025年度のありたい姿（長期ビジョン）「SHOWA Next Stage for 2025」を策定し、その実現に向けては、3年間の中期経営計画を3次にわたり展開しております。

1st Stageとなる「中期経営計画17-19」では「ありたい姿の実現に向けた足場固め」を基本方針として、収益基盤の強化に取り組んでまいりました。2020年4月よりスタートしました2nd Stage「中期経営計画20-22」は「確立」のステージとして位置付け、当社グループならではの新しい価値をステークホルダーの皆様にお届けすべく、基本コンセプト「SHOWA New Value Creation」を掲げ、基盤事業をより一層盤石にし、成長事業の育成に取り組んでまいります。

##### ■ 「SHOWA Next Stage for 2025」の内容

|       |                                                                                      |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| ありたい姿 | 全てのステークホルダーに満足を提供する<br>“穀物ソリューション・カンパニー Next Stage”<br>～幹を太くし、枝葉を広げ、世の中のためになる果実を育てる～ |
| 方針    | 昭和産業グループならではの複合系シナジーソリューションを進化させると共に、ESG視点での取り組みも強化し、企業価値の向上に努めてまいります。               |



## ■「中期経営計画17-19」の総括

### 〔基本方針〕

ありたい姿（長期ビジョン）の実現に向けた足場固めの期間と位置付け、安定的収益基盤の確立と、更なる成長への準備に取り組んでまいりました。

### 〔基本戦略ごとの主な成果〕

| 基本戦略                     | 主な成果と取り組み                                                                |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| ①基盤事業の強化                 | [収益の安定化]<br>・コンビニエンスストア向けパン事業の生産一貫体制確立<br>・生産能力増強（大豆たん白／粉末水あめ）           |
| ②事業領域の拡大                 | [アジアへの事業展開]<br>・台湾：製粉および飼料事業（鶏卵）に新規参入<br>・ベトナム：昭和産業ベトナムの設立               |
| ③社会的課題解決への貢献             | [ESG経営の推進]<br>・ガスコージェネシシステム導入によるCO <sub>2</sub> 排出削減<br>・バイオマスを活用したごみ袋開発 |
| ④プラットフォームの再構築            | [攻めと守りのプラットフォームの強化]<br>・事業戦略推進体制の構築<br>・報酬諮問委員会と経営諮問委員会の設置               |
| ⑤ステークホルダー<br>エンゲージメントの強化 | [コミュニケーション手段の充実]<br>・コーポレートサイト（Web）での情報発信の強化<br>・個人投資家向けIRの強化            |

### 〔経営指標〕

|        | 2017年<br>実績 | 2018年<br>実績 | 2019年<br>実績 | 中計17－19<br>目標値 | 達成率<br>(対2019年) |
|--------|-------------|-------------|-------------|----------------|-----------------|
| 連結売上高  | 2,331億円     | 2,559億円     | 2,540億円     | 2,600億円        | 97.7%           |
| 連結経常利益 | 77億円        | 97億円        | 101億円       | 115億円          | 87.8%           |
| ROE    | 6.5%        | 9.0%        | 8.0%        | 9.0%以上         | －               |
| 自己資本比率 | 45.8%       | 47.4%       | 49.2%       | 50%以上          | －               |

中期経営計画17-19では基本方針として掲げた「ありたい姿の実現にむけた足場固め」に基づき、5つの基本戦略が着実に行われた結果、連結経常利益は過去最高益となりましたが、物流費や人件費、エネルギーコスト等の上昇の影響により、残念ながら中計17-19目標値に対しては未達となりました。

## 〈2〉対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境を見ますと、労働人口の減少や高齢化の加速、健康志向の高まりに加え、デジタル技術が急速に進化しております。アジア新興国では、経済成長による所得増が続くと予想されており、国内では、SDGsをはじめとした持続可能な社会の実現に向けて、企業に対する具体的な活動の要請が急速に高まってきております。そして、ドライバー不足に端を発した物流クライシスや新型コロナウイルスへの対応についても、深刻な経営課題となってきております。食を取り巻く環境につきましては、消費者志向が「モノ消費からコト消費」へ変化することにより、消費者ニーズの多様化が進み、ベジタリアンやビーガンといった市場も拡大していくことが見込まれております。一方で、コモディティ品の価格競争は、ますます激しくなると考えております。

このような外部環境変化の中、当社グループでは「新しい機軸によるニーズへの対応」や、「最新技術を利用した飛躍的な生産性の向上」、「消費・ライフスタイルの変化による新たな領域・地域での市場拡大」等を、中期的に新たな事業機会と認識して、「中期経営計画20-22」を策定し、長期ビジョンの実現に向けて取り組んでまいります。

## ■「中期経営計画20-22」概要

「中期経営計画20-22」は、長期ビジョンの中間地点であることから、「確立」のステージとして位置付け、当社グループならではの新しい価値をステークホルダーの皆様にお届けすべく、基本コンセプト「SHOWA New Value Creation～SHOWAだからできる新たな価値とは～」を掲げ、基盤事業を盤石にし、成長事業の育成に取り組んでまいります。なお、「中期経営計画20-22」では長期ビジョンの数値目標の達成にむけたマイルストーンとして引き続き数値目標を掲げるとともに、基本戦略③「社会的課題解決への貢献」における非財務目標を掲げ、事業活動を通してESG経営を推進するCSV戦略をさらに展開してまいります。

### 〔数値目標〕

|        |         |
|--------|---------|
| 連結売上高  | 2,800億円 |
| 連結経常利益 | 130億円   |
| ROE    | 9.0%以上  |

### 〔非財務目標〕

|                         |        |
|-------------------------|--------|
| CO <sub>2</sub> 排出量（※1） | 26%削減  |
| 食品ロス（※2）                | 5%以上削減 |
| 女性管理職数（※3）              | 2倍以上   |

※1) グループ全体2030年度目標、対2013年度

※2) 昭和産業単体2022年度目標、対2016年～2018年平均

※3) 昭和産業単体2022年度目標、対2016年～2018年平均

## ■「中期経営計画20-22」の基本戦略

### 基本戦略①基盤事業の強化

主に以下の3つの個別戦略を掲げ、基盤事業をより一層盤石にいたします。

- (1) 「グループ会社間の連携強化によるサプライチェーン改革」
  - ・調達、製造、販売、物流の4つの視点で、グループ全体で持続可能なサプライチェーンを構築し、コスト抑制を実現しながら、更なる安全・安心・安定を図ります。
- (2) 「シェア拡大に向けた生産能力増強・ソリューション提案の強化」
  - ・プレミックス事業では、生産能力増強を目的として56億円を投資し、船橋工場内に新工場を建設いたします（2022年6月操業開始予定）。新工場では、最新の自動化設備を導入し、IoTによる高い生産性と、生産リードタイムの短縮・多品種小ロット生産を実現いたします。
  - ・製粉事業では鹿島工場・神戸工場の設備増強等により、小麦挽砕量の増加を計画しております。
  - ・油脂食品事業では、生産能力増強を目的として約35億円を投資し、鹿島工場内にある製油工場の抽出工程を最新設備に更新中です（2021年3月完了予定）。
  - ・倉庫事業では、荷役効率の改善を目的として約10億円を投資し、鹿島工場のニューマチックアンローダー（荷役設備）を更新いたします（2020年6月完了予定）。
  - ・ソリューション提案営業の強化においては、マーケティング機能を強化・整備し、迅速かつ的確な課題解決に向けて提案ができる体制を構築いたします。
- (3) 「高付加価値商品の開発」
  - ・基本原料である4つの穀物の深掘りによる新たな機能性の開発、シナジーの発揮、また、オープンイノベーションによる未利用新素材の開発、活用など高付加価値商品の開発を進めます。

### 基本戦略②事業領域の拡大

海外市場については、引き続きASEAN・台湾・中国を中心に事業エリアの拡大を目指します。国内市場においては基盤事業と親和性のある分野への事業領域拡大として、主に以下の3つの個別戦略を計画しております。

- (1) 「冷凍食品事業の強化」
  - ・高齢化と少数世帯の増加、女性の社会進出により、今後も需要の伸びが見込まれる冷凍食品事業を強化いたします。
  - ・グループシナジーを生かせる事業領域についてはM&A等も視野に入れた拡充を推進いたします。

(2) 「植物由来食品の開発強化」

- ・健康志向の高まりを背景に、大豆を軸とした植物たん白食品の開発を強化いたします。
- ・素材メーカーから加工食品メーカーへの脱皮を図り、競争優位性のあるバリューチェーンの構築を目指します。

(3) 「アグリビジネスへの挑戦」

- ・新たな領域として計画している野菜ビジネスは、これまでの穀物ビジネスの枠組みを越えた挑戦となります。社内ベンチャーとして植物工場実験プラントの建設を行い、本格生産に向けた実証実験を繰り返しながら事業育成を行う計画です。
- ・循環型社会に対する意識が高まっている中、ESG経営の観点から将来を見据えたバイオマス利用技術の更なる研究を推進いたします。

基本戦略③社会的課題解決への貢献

事業活動を通してESG経営を推進することで、新たな価値を創出し、持続可能な社会の実現に貢献するために、以下の表の3つの重点項目、7つの重要課題を掲げ、CSV戦略の更なる展開を推進いたします。

「社会的課題解決への貢献」に対する重点項目・重要課題

| 重点項目・重要課題                                          | 主な方針・戦略                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>環境への配慮</b><br>1.持続可能な生産活動<br>2.持続可能な資源活用        | <b>【CO<sub>2</sub>排出量の削減】</b> (対2013年)<br>・グループ全体 2030年度目標 排出量 <b>26%</b> 削減への挑戦<br><b>【食品ロスの削減】</b> (対2016年～2018年平均)<br>・昭和産業単体 2022年度目標 <b>5%以上</b> 削減<br><b>【資源循環の強化】</b><br>・容器包装のプラスチック使用量削減、水の使用量原単位削減 |
| <b>穀物ソリューションの進化</b><br>3.多様な価値への対応<br>4.安全・安心・安定供給 | <b>【健康・環境／時短・簡便ニーズへの貢献】</b><br>・基盤事業の強化戦略／事業領域の拡大戦略<br>・食品安全・品質マネジメントシステムの強化                                                                                                                                 |
| <b>従業員の活躍推進</b><br>5.ダイバーシティ<br>6.健康経営<br>7.企業市民活動 | <b>【多様性の向上】</b><br>・昭和産業単体 2022年度目標 女性管理職 <b>2倍以上</b> (対2016年～2018年平均)<br>・障がい者雇用の推進<br><b>【従業員の健康増進】</b><br>・健康増進意識の啓発・行動支援                                                                                 |

## 基本戦略④プラットフォームの再構築

「中期経営計画20-22」では、以下の4つのコーポレートプラットフォーム戦略を有機的に結び付けていくことで、イノベーション創出に向けた経営基盤の確立を目指します。

### (1) 組織

- ・お客様への課題解決のご提案をより一層充実させるために、営業体制の抜本的な改革を進めます。

### (2) 人事制度

- ・労働生産性の向上、より一層働きがいのある職場を実現するための新たな制度導入を計画しております。

### (3) ICT

- ・当社グループの新たな企業価値創出をサポートする取り組みとして、ICTを活用した省人化や業務プロセスの効率化を推進いたします。

### (4) マネジメント

- ・当社グループが展開する事業の効率性、採算性を明確に捉え、経営判断に活用していくために、事業別のポートフォリオ管理体制を導入し、事業の全体最適化を目指します。

## 基本戦略⑤ステークホルダーエンゲージメントの強化

経営の透明性を高め、ステークホルダーとの対話を強化し、パートナーシップをさらに推進いたします。

### (1) 従業員

- ・教育プログラムの充実や福利厚生・賃金体系の見直しなどを推進いたします。

### (2) お客様・取引先

- ・「消費者志向自主宣言」に基づき、消費者視点でのわかりやすい表示や包装への改善、お客様からの声を反映させた新製品開発やサービスの改善などに取り組みます。

### (3) 株主・投資家

- ・統合報告書を発行し、財務情報、非財務情報も含めた中長期視点での当社グループの価値創造プロセスをお伝えしてまいります。

### (4) 地域社会

- ・工場見学の充実化や食育活動の推進などにより、「共生」と「貢献」を図ってまいります。

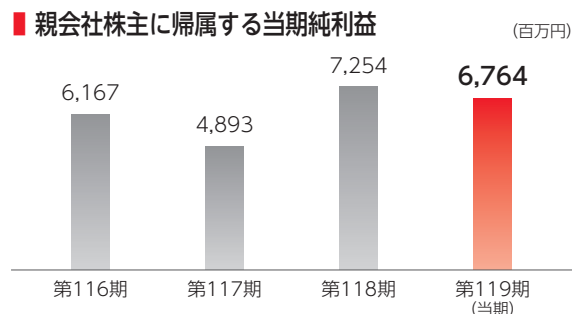
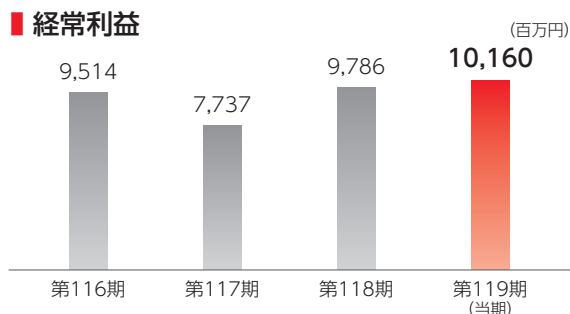
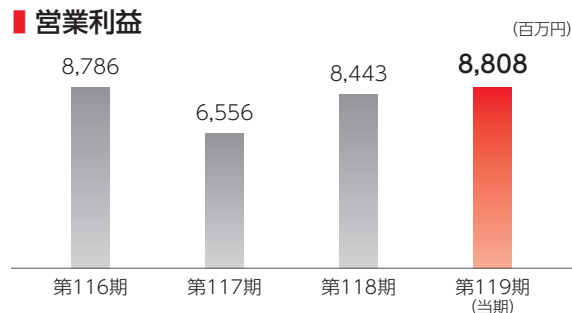
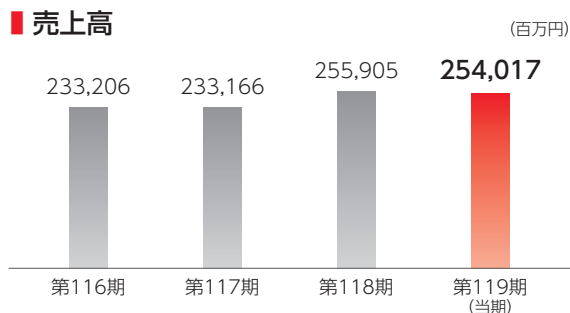
株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

### 1 企業集団の財産および損益の状況の推移

| 区 分                   | 第116期<br>2017年3月期 | 第117期<br>2018年3月期 | 第118期<br>2019年3月期 | 第119期<br>2020年3月期(当期) |
|-----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------------|
| 売上高 (百万円)             | 233,206           | 233,166           | 255,905           | 254,017               |
| 営業利益 (百万円)            | 8,786             | 6,556             | 8,443             | 8,808                 |
| 経常利益 (百万円)            | 9,514             | 7,737             | 9,786             | 10,160                |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 6,167             | 4,893             | 7,254             | 6,764                 |
| 1株当たり当期純利益 (円)        | 194.26            | 154.97            | 229.65            | 216.45                |
| 総資産 (百万円)             | 164,959           | 170,544           | 174,711           | 173,451               |
| 純資産 (百万円)             | 75,368            | 81,049            | 86,211            | 88,721                |

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。  
 2. 2017年10月1日付で普通株式5株を1株に併合いたしました。第116期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」を算定しております。  
 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第118期の期首から適用しており、第117期に係る「総資産」については、当該会計基準等を遡って適用したものととして、算出しております。

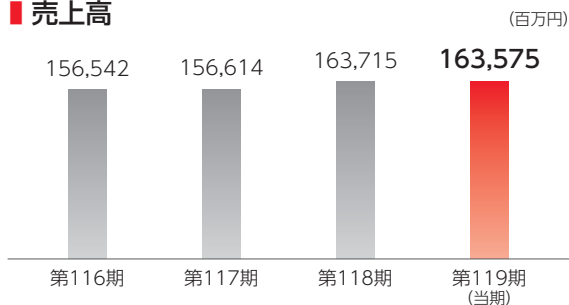


## 2 当社の財産および損益の状況の推移

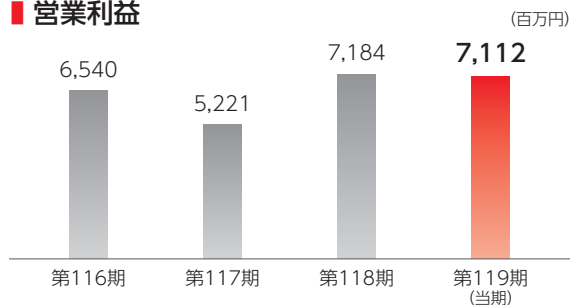
| 区 分            | 第116期<br>2017年3月期 | 第117期<br>2018年3月期 | 第118期<br>2019年3月期 | 第119期<br>2020年3月期(当期) |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------------|
| 売上高 (百万円)      | 156,542           | 156,614           | 163,715           | 163,575               |
| 営業利益 (百万円)     | 6,540             | 5,221             | 7,184             | 7,112                 |
| 経常利益 (百万円)     | 7,574             | 6,137             | 7,789             | 7,686                 |
| 当期純利益 (百万円)    | 5,211             | 3,096             | 6,232             | 4,084                 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 164.12            | 98.05             | 197.28            | 130.69                |
| 総資産 (百万円)      | 130,528           | 133,270           | 133,830           | 132,224               |
| 純資産 (百万円)      | 61,330            | 63,994            | 67,834            | 67,549                |

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。  
 2. 2017年10月1日付で普通株式5株を1株に併合いたしました。第116期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」を算定しております。  
 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第118期の期首から適用しており、第117期に係る「総資産」については、当該会計基準等を遡って適用したものととして、算出しております。

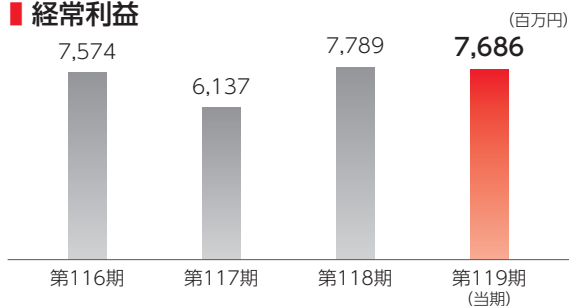
### ■ 売上高



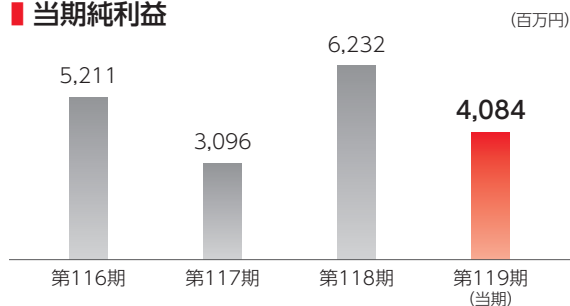
### ■ 営業利益



### ■ 経常利益



### ■ 当期純利益



(6) 主要な事業内容

当企業集団は、次に掲げたものの製造、販売を中心に倉庫事業、不動産事業などを主な事業としております。

| 事業     | 主 要 な 内 容                                                                                                         |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 製粉事業   | 小麦粉、プレミックス（ドーナツ、ケーキ、スナックなど）、小麦粉周辺食材、パン、ふすま、冷凍生地、冷凍スナック、冷凍惣菜                                                       |
| 油脂食品事業 | 食用油（サラダ油、白絞油、オリーブ油、ひまわり油、ごま油、加工油脂）、大豆蛋白、食品用大豆、プレミックス（天ぷら粉、から揚げ粉、お好み焼粉、ホットケーキミックスなど）、パスタ、乾麺、健康食品、ギフトセット、米、脱脂大豆、菜種粕 |
| 糖質事業   | 糖化製品（水あめ、ぶどう糖、異性化糖、オリゴ糖）、コーンスターチ、加工でん粉、粗酵素、コーングルテンフィード、コーングルテンミール、コーンジャーム                                         |
| 飼料事業   | 配合飼料、鶏卵および鶏卵加工品                                                                                                   |
| 倉庫事業   | 輸入穀物の保管・荷役、冷凍・冷蔵倉庫の運営                                                                                             |
| 不動産事業  | 不動産の賃貸借および管理                                                                                                      |
| その他    | 保険代理業、自動車等リース業、運輸業                                                                                                |

## (7) 主要な営業所および工場

| 会 社 名           | 主 要 な 営 業 所 お よ び 工 場                                                                                                                                                                             |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和産業株式会社        | 本社（東京都千代田区） 大阪支店（大阪市北区）<br>名古屋支店（名古屋市西区） 仙台支店（仙台市若林区）<br>札幌支店（札幌市白石区） 福岡支店（福岡市博多区）<br>広島支店（広島市佐伯区） 関東信越支店（群馬県太田市）<br>鹿島工場（茨城県神栖市） 神戸工場（神戸市東灘区）<br>船橋工場（千葉県船橋市） 基盤技術研究所（千葉県船橋市）<br>商品開発研究所（千葉県船橋市） |
| 昭産商事株式会社        | 本社（東京都板橋区）                                                                                                                                                                                        |
| 敷島スターチ株式会社      | 本社工場（三重県鈴鹿市）                                                                                                                                                                                      |
| 九州昭和産業株式会社      | 本社工場（鹿児島県志布志市） 八代工場（熊本県八代市）                                                                                                                                                                       |
| 奥本製粉株式会社        | 本社工場（大阪府貝塚市）                                                                                                                                                                                      |
| 木田製粉株式会社        | 本社工場（札幌市北区）                                                                                                                                                                                       |
| 株式会社内外製粉        | 本社工場（三重県三重郡）                                                                                                                                                                                      |
| 株式会社スウィングベーカリー  | 本社工場（千葉県印西市）                                                                                                                                                                                      |
| 株式会社オーバン        | 本社（東京都板橋区）                                                                                                                                                                                        |
| 昭和冷凍食品株式会社      | 本社工場（新潟市南区）                                                                                                                                                                                       |
| 昭和鶏卵株式会社        | 本社工場（埼玉県入間郡）                                                                                                                                                                                      |
| 昭産開発株式会社        | 本社（埼玉県上尾市）                                                                                                                                                                                        |
| 株式会社ショウレイ       | 本社（千葉県船橋市）                                                                                                                                                                                        |
| 昭産運輸株式会社        | 本社（千葉県船橋市）                                                                                                                                                                                        |
| グランソールベーカリー株式会社 | 本社工場（茨城県神栖市）                                                                                                                                                                                      |
| セントラル製粉株式会社     | 本社工場（愛知県知多市）                                                                                                                                                                                      |
| ガーデンベーカリー株式会社   | 本社工場（東京都昭島市）                                                                                                                                                                                      |
| タワーベーカリー株式会社    | 本社工場（埼玉県越谷市）                                                                                                                                                                                      |

## (8) 従業員の状況

### 1 企業集団の従業員の状況

| 区 分    | 従 業 員 数 | 前期末比増減 |
|--------|---------|--------|
| 製粉事業   | 1,046 名 | 31 名   |
| 油脂食品事業 | 495     | 1      |
| 糖質事業   | 238     | △11    |
| 飼料事業   | 161     | △7     |
| 倉庫事業   | 52      | 3      |
| 不動産事業  | 15      | 2      |
| その他    | 104     | 8      |
| 全社（共通） | 310     | 18     |
| 合計     | 2,421   | 45     |

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 従業員数には臨時従業員の当連結会計年度における平均雇用人員（2,144名）を含んでおりません。

### 2 当社の従業員の状況

| 区 分     | 従 業 員 数 | 前期末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|---------|--------|---------|--------|
| 合計または平均 | 1,202 名 | 26 名   | 39.3 歳  | 15.8 年 |

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 従業員数には臨時従業員の当事業年度における平均雇用人員（130名）を含んでおりません。

## (9) 重要な親会社および子会社の状況

### 1 親会社との関係

該当事項はありません。

### 2 重要な子会社の状況

| 会 社 名      | 資 本 金   | 出資比率   | 主要な事業内容                      |
|------------|---------|--------|------------------------------|
| 昭産商事株式会社   | 391 百万円 | 95.5 % | 小麦粉、油脂、食品、配合飼料、穀類の販売および保険代理業 |
| 敷島スターチ株式会社 | 300     | 100.0  | コーンスターチ、糖化製品の製造および販売         |
| 九州昭和産業株式会社 | 300     | 78.7   | 配合飼料の製造および販売、畜産物の販売          |
| 奥本製粉株式会社   | 88      | 80.2   | 小麦粉、プレミックスおよびパスタの製造および販売     |

(注) 1. 当社の連結対象子会社は上記の重要な子会社 4 社を含む19社、持分法適用会社は 4 社であります。  
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (10) 主要な借入先

| 借 入 先        | 借入金残高     |
|--------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行    | 4,100 百万円 |
| 農林中央金庫       | 3,320     |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 2,980     |
| 株式会社千葉銀行     | 1,760     |
| 明治安田生命保険相互会社 | 1,600     |
| 日本生命保険相互会社   | 1,400     |

(注) 企業集団の主要な借入先であります。

## 2 会社の株式に関する事項

### (1) 発行可能株式総数

131,000,000株

### (2) 発行済株式の総数

31,159,721株（自己株1,810,258株を除く）

### (3) 当期末株主数

13,863名（前期末比360名減）

### (4) 大株主の状況

| 株 主 名                   | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-------------------------|----------|---------|
| 伊藤忠商事株式会社               | 2,540 千株 | 8.2 %   |
| 株式会社千葉銀行                | 1,542    | 4.9     |
| 三井物産株式会社                | 1,540    | 4.9     |
| ユアサ・フナシヨク株式会社           | 1,233    | 4.0     |
| 損害保険ジャパン株式会社            | 1,197    | 3.8     |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 1,140    | 3.7     |
| 農林中央金庫                  | 1,103    | 3.5     |
| 双日株式会社                  | 1,000    | 3.2     |
| 昭和産業取引先持株会              | 995      | 3.2     |
| 株式会社カーギルジャパン            | 940      | 3.0     |

(注) 1. 当社は、自己株式1,810千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。  
2. 持株比率につきましては、自己株式を控除して算出しております。

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等（2020年3月31日現在）

| 地 位             | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                                  |
|-----------------|---------|------------------------------------------------|
| 代表取締役社長         | 新 妻 一 彦 |                                                |
| 代表取締役<br>専務執行役員 | 中 村 圭 介 | 生産・技術部門統轄                                      |
| 取締役<br>専務執行役員   | 太 田 隆 行 | 営業部門統轄、営業企画部・飼料畜産部・支店担当                        |
| 取締役<br>常務執行役員   | 金 子 俊 之 | 研究開発部門統轄、品質保証部担当                               |
| 取締役<br>常務執行役員   | 大 柳 奨   | 管理部門統轄                                         |
| 取締役<br>常務執行役員   | 山 口 龍 也 | 油脂部・食品部・原料部担当                                  |
| 取締役<br>常務執行役員   | 国 領 順 二 | 海外事業部・広域営業部・製粉部・糖質部担当                          |
| 取締役             | 柳 谷 孝   | 株式会社アルファシステムズ社外取締役<br>株式会社デジタルハーツホールディングス社外取締役 |
| 取締役<br>(監査等委員)  | 齋 藤 規 生 | (常 勤)                                          |
| 取締役<br>(監査等委員)  | 三 輪 隆 司 |                                                |
| 取締役<br>(監査等委員)  | 吉 田 幸 宏 |                                                |

- (注) 1. 齋藤規生、吉田幸宏の両氏は、2019年6月26日開催の第118回定時株主総会において新たに取締役（監査等委員）に選任され、就任いたしました。
2. 取締役（監査等委員）笠井敏雄、栗原和保の両氏は、2019年6月26日に退任いたしました。
3. 取締役 柳谷孝氏ならびに取締役（監査等委員）三輪隆司および吉田幸宏の両氏は、社外取締役であり、また、東京証券取引所の定める独立役員であります。
4. 取締役（監査等委員）吉田幸宏氏は金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保し、日常的な情報収集および重要な社内会議への出席による情報共有ならびに業務監査部等と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、常勤の監査等委員を選定しております。

## (2) 執行役員の氏名等 (2020年4月1日現在)

| 地 位      | 氏 名     | 担 当                     |
|----------|---------|-------------------------|
| * 社長執行役員 | 新 妻 一 彦 |                         |
| * 専務執行役員 | 中 村 圭 介 | 生産・技術部門統轄               |
| * 専務執行役員 | 太 田 隆 行 | 営業部門統轄、営業企画部・飼料畜産部・支店担当 |
| * 常務執行役員 | 金 子 俊 之 | 研究開発部門統轄、品質保証部担当        |
| * 常務執行役員 | 大 柳 奨   | 管理部門統轄                  |
| * 常務執行役員 | 山 口 龍 也 | 油脂部・食品部・原料部担当           |
| * 常務執行役員 | 国 領 順 二 | 海外事業部・広域営業部・製粉部・糖質部担当   |
| 常務執行役員   | 猪 野 浩   | グループ経営推進部長              |
| 常務執行役員   | 高 橋 秀 和 | 鹿島工場長                   |
| 執行役員     | 檜 前 慶 一 | 昭産商事株式会社 代表取締役社長        |
| 執行役員     | 杉 山 毅   | 九州昭和産業株式会社 顧問           |
| 執行役員     | 小河原 賢 二 | 奥本製粉株式会社 代表取締役社長        |
| 執行役員     | 荒 川 謹 亮 | 油脂部長                    |
| 執行役員     | 細 井 義 泰 | 財務部長                    |
| 執行役員     | 駒 井 孝 哉 | 製粉部長                    |
| 執行役員     | 塚 越 英 行 | 糖質部長                    |
| 執行役員     | 大 野 正 史 | 生産技術部長                  |
| 執行役員     | 松 嶋 伸   | 総務部長                    |
| 執行役員     | 仙 波 美智代 | 基盤技術研究所長                |
| 執行役員     | 鈴 木 孝 明 | 大阪支店長                   |

(注) 1. 2020年2月21日開催の取締役会において決議しております。  
 2. \*印の者は、取締役を兼務しております。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 柳谷孝氏および各監査等委員との間において、それぞれ会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

### (4) 取締役の報酬等の額

| 役員区分          | 報酬等の限度額<br>(百万円) | 報酬等の総額<br>(百万円) | 内訳            |               | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|---------------|------------------|-----------------|---------------|---------------|-----------------------|
|               |                  |                 | 金銭報酬<br>(百万円) | 株式報酬<br>(百万円) |                       |
| 取締役（監査等委員を除く） | 450              | 315             | 267           | 48            | 8                     |
| 取締役（監査等委員）    | 80               | 40              | 40            | －             | 5                     |
| 上記のうち社外役員     | －                | 27              | 27            | －             | 4                     |

(注) 上記には、2019年6月26日開催の第118回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）2名（うち社外取締役1名）への支給を含んでおります。

## (5) 社外役員に関する事項

### 1 重要な兼職先である法人等と当社の関係

重要な兼職先は(1)に記載のとおりであり、各兼職先と当社との間には、重要な取引関係その他の特別な関係はありません。

### 2 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

### 3 当事業年度における主な活動状況

| 区 分              | 氏 名     | 主な活動状況                                                                                         |
|------------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役            | 柳 谷 孝   | 当事業年度の取締役会に16回中16回出席し、会社経営の経験と資本市場についての豊富な知見を活かし、適宜発言を行っております。                                 |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 三 輪 隆 司 | 当事業年度の取締役会に16回中16回出席し、また、監査等委員会に14回中14回出席し、損害保険会社における長年の経験とリスク管理についての豊富な知見を活かし、適宜発言を行っております。   |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 吉 田 幸 宏 | 社外取締役就任後に開催された当事業年度の取締役会に13回中13回出席し、また、監査等委員会に11回中11回出席し、金融機関における長年の経験と豊富な知見を活かし、適宜発言を行っております。 |

## 4 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の氏名または名称

E Y 新日本有限責任監査法人

### (2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                      | 支 払 額 |     |
|--------------------------------------|-------|-----|
| 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額              | 68    | 百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 68    |     |

- (注) 1. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当事業年度における監査報酬の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が継続してその職務を全うすることが困難と認められる場合には、監査等委員会の決議により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案する方針であります。

(備考)

この事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、割合は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円 単位未満切捨)

| 科 目             | 金 額            | 科 目                | 金 額            |
|-----------------|----------------|--------------------|----------------|
| <b>資産の部</b>     | <b>173,451</b> | <b>負債の部</b>        | <b>84,730</b>  |
| <b>流動資産</b>     | <b>77,356</b>  | <b>流動負債</b>        | <b>57,892</b>  |
| 現金及び預金          | 9,887          | 支払手形及び買掛金          | 21,911         |
| 受取手形及び売掛金       | 37,658         | 短期借入金              | 16,640         |
| 商品及び製品          | 9,163          | リース債務              | 187            |
| 仕掛品             | 1,202          | 未払金                | 10,647         |
| 原材料及び貯蔵品        | 17,339         | 未払法人税等             | 1,552          |
| その他             | 2,170          | 賞与引当金              | 1,498          |
| 貸倒引当金           | △65            | 設備関係支払手形           | 662            |
|                 |                | 設備関係電子記録債務         | 2,597          |
|                 |                | その他                | 2,195          |
| <b>固定資産</b>     | <b>96,095</b>  | <b>固定負債</b>        | <b>26,838</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>70,420</b>  | 転換社債型新株予約権付社債      | 7,886          |
| 建物及び構築物         | 29,977         | 長期借入金              | 4,865          |
| 機械装置及び運搬具       | 19,995         | リース債務              | 361            |
| 土地              | 16,969         | 繰延税金負債             | 993            |
| リース資産           | 248            | 役員退職慰労引当金          | 54             |
| 建設仮勘定           | 2,107          | 退職給付に係る負債          | 8,325          |
| その他             | 1,122          | 資産除去債務             | 492            |
|                 |                | その他                | 3,859          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,260</b>   | <b>純資産の部</b>       | <b>88,721</b>  |
| その他             | 1,260          | <b>株主資本</b>        | <b>80,999</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>24,414</b>  | 資本金                | 12,778         |
| 投資有価証券          | 21,374         | 資本剰余金              | 5,103          |
| 長期貸付金           | 40             | 利益剰余金              | 67,007         |
| 固定化営業債権         | 78             | 自己株式               | △3,889         |
| その他             | 3,027          | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>4,310</b>   |
| 貸倒引当金           | △108           | その他有価証券評価差額金       | 5,187          |
|                 |                | 繰延ヘッジ損益            | 152            |
|                 |                | 退職給付に係る調整累計額       | △1,029         |
| <b>資産合計</b>     | <b>173,451</b> | <b>非支配株主持分</b>     | <b>3,411</b>   |
|                 |                | <b>負債及び純資産合計</b>   | <b>173,451</b> |

## 連結損益計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円 単位未満切捨）

| 科 目             | 金 額 |         |
|-----------------|-----|---------|
| 売上高             |     | 254,017 |
| 売上原価            |     | 207,102 |
| 売上総利益           |     | 46,915  |
| 販売費及び一般管理費      |     | 38,106  |
| 営業利益            |     | 8,808   |
| 営業外収益           |     |         |
| 受取利息            | 2   |         |
| 受取配当金           | 404 |         |
| 持分法による投資利益      | 454 |         |
| 為替差益            | 169 |         |
| 社宅他不動産賃貸料       | 124 |         |
| 受取保険金           | 84  |         |
| その他             | 372 | 1,611   |
| 営業外費用           |     |         |
| 支払利息            | 170 |         |
| その他             | 88  | 258     |
| 経常利益            |     | 10,160  |
| 特別利益            |     |         |
| 固定資産売却益         | 690 |         |
| 投資有価証券売却益       | 5   |         |
| 災害に伴う受取保険金      | 63  | 759     |
| 特別損失            |     |         |
| 固定資産廃棄損         | 340 |         |
| 固定資産売却損         | 970 |         |
| 減損損失            | 204 |         |
| 災害損失            | 39  |         |
| その他             | 10  | 1,564   |
| 税金等調整前当期純利益     |     | 9,355   |
| 法人税、住民税及び事業税    |     | 2,774   |
| 法人税等調整額         |     | △278    |
| 法人税等合計          |     | 2,496   |
| 当期純利益           |     | 6,858   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |     | 94      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |     | 6,764   |

# 計算書類

## 貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円 単位未満切捨)

| 科 目             | 金 額            |
|-----------------|----------------|
| <b>資産の部</b>     | <b>132,224</b> |
| <b>流動資産</b>     | <b>57,691</b>  |
| 現金及び預金          | 9,188          |
| 受取手形            | 907            |
| 売掛金             | 24,674         |
| 商品及び製品          | 6,292          |
| 仕掛品             | 746            |
| 原材料及び貯蔵品        | 13,530         |
| 前払金             | 123            |
| 前払費用            | 518            |
| 未収入金            | 187            |
| 関係会社預け金         | 1,100          |
| その他             | 472            |
| 貸倒引当金           | △50            |
| <b>固定資産</b>     | <b>74,532</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>50,248</b>  |
| 建物              | 18,477         |
| 構築物             | 3,058          |
| 機械及び装置          | 15,355         |
| 車輛運搬具           | 1              |
| 工具器具備品          | 661            |
| 土地              | 10,288         |
| リース資産           | 561            |
| 建設仮勘定           | 1,843          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>913</b>     |
| ソフトウェア          | 844            |
| その他             | 69             |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>23,370</b>  |
| 投資有価証券          | 11,927         |
| 関係会社株式          | 9,549          |
| 出資金             | 527            |
| 関係会社出資金         | 528            |
| 長期貸付金           | 0              |
| 長期前払費用          | 307            |
| 差入保証金           | 191            |
| 前払年金費用          | 338            |
| 貸倒引当金           | △0             |
| <b>資産合計</b>     | <b>132,224</b> |

| 科 目              | 金 額            |
|------------------|----------------|
| <b>負債の部</b>      | <b>64,674</b>  |
| <b>流動負債</b>      | <b>41,422</b>  |
| 買掛金              | 16,795         |
| 短期借入金            | 9,110          |
| 1年以内返済予定の長期借入金   | 1,300          |
| リース債務            | 245            |
| 未払金              | 7,794          |
| 未払費用             | 336            |
| 未払法人税等           | 1,025          |
| 預り金              | 321            |
| 賞与引当金            | 1,021          |
| 資産除去債務           | 1              |
| 設備関係支払手形         | 662            |
| 設備関係電子記録債務       | 2,597          |
| その他              | 210            |
| <b>固定負債</b>      | <b>23,252</b>  |
| 転換社債型新株予約権付社債    | 7,886          |
| 長期借入金            | 3,600          |
| リース債務            | 387            |
| 退職給付引当金          | 4,839          |
| 債務保証損失引当金        | 2,442          |
| 繰延税金負債           | 929            |
| 資産除去債務           | 160            |
| 長期預り敷金保証金        | 696            |
| 長期預り保証金          | 2,243          |
| その他              | 67             |
| <b>純資産の部</b>     | <b>67,549</b>  |
| <b>株主資本</b>      | <b>62,993</b>  |
| <b>資本金</b>       | <b>12,778</b>  |
| <b>資本剰余金</b>     | <b>4,808</b>   |
| 資本準備金            | 3,270          |
| その他資本剰余金         | 1,537          |
| <b>利益剰余金</b>     | <b>49,295</b>  |
| その他利益剰余金         | 49,295         |
| (別途積立金)          | (12,110)       |
| (固定資産圧縮積立金)      | (3,256)        |
| (繰越利益剰余金)        | (33,929)       |
| <b>自己株式</b>      | <b>△3,888</b>  |
| <b>評価・換算差額等</b>  | <b>4,556</b>   |
| その他有価証券評価差額金     | 4,421          |
| 繰延ヘッジ損益          | 134            |
| <b>負債及び純資産合計</b> | <b>132,224</b> |

# 損益計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円 単位未満切捨）

| 科 目          | 金 額   |         |
|--------------|-------|---------|
| 売上高          |       | 163,575 |
| 売上原価         |       | 129,653 |
| 売上総利益        |       | 33,922  |
| 販売費及び一般管理費   |       | 26,809  |
| 営業利益         |       | 7,112   |
| 営業外収益        |       |         |
| 受取利息及び配当金    | 627   |         |
| その他          | 378   | 1,005   |
| 営業外費用        |       |         |
| 支払利息         | 122   |         |
| その他          | 309   | 431     |
| 経常利益         |       | 7,686   |
| 特別利益         |       |         |
| 固定資産売却益      | 672   |         |
| その他          | 5     | 677     |
| 特別損失         |       |         |
| 固定資産廃棄損      | 294   |         |
| 固定資産売却損      | 970   |         |
| 減損損失         | 25    |         |
| 債務保証損失引当金繰入額 | 1,091 |         |
| その他          | 195   | 2,578   |
| 税引前当期純利益     |       | 5,785   |
| 法人税、住民税及び事業税 |       | 1,971   |
| 法人税等調整額      |       | △270    |
| 法人税等合計       |       | 1,700   |
| 当期純利益        |       | 4,084   |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

昭和産業株式会社  
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原 口 清 治 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 武 男 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、昭和産業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、昭和産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

昭和産業株式会社  
取締役会 御中E Y 新日本有限責任監査法人  
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 原 口 清 治 ㊞  
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 武 男 ㊞  
業 務 執 行 社 員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、昭和産業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第119期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

昭和産業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 齋 藤 規 生 ㊞

監 査 等 委 員 三 輪 隆 司 ㊞

監 査 等 委 員 吉 田 幸 宏 ㊞

(注) 監査等委員 三輪隆司及び吉田幸宏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed red lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed orange lines.

# 第119回定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区大手町一丁目3番7号 日経ビル3階 日経ホール



## ▶ 最寄り駅 地下鉄 大手町駅 C2b出口直結

- 東京メトロ
  - 千代田線 「大手町駅」 神田橋方面改札より 徒歩約4分
  - 半蔵門線 「大手町駅」 皇居方面改札より 徒歩約5分
  - 丸ノ内線 「大手町駅」 大手町二丁目方面改札より 徒歩約7分
  - 東西線 「大手町駅」 中央改札より 徒歩約9分
  - 「竹橋駅」 大手町方面改札より 徒歩約3分
- 都営地下鉄 三田線 「大手町駅」 大手町方面改札より 徒歩約7分

本総会のための駐車場の用意はございません。



環境に配慮した植物油  
インキを使用しています。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。